

令和8年5月22日

「京都市京セラ美術館（京都市美術館）ネットワークシステム再構築及び機器等の賃貸借（リース）」に係る受託事業者の公募に対する質問への回答については、以下のとおりです。

募集要項等の該当箇所 ※書類名称・項目など	質問内容 ※質問内容は原文のまま掲載	回答
募集要項 4 契約金額（総額）の上限	契約金額（総額）の上限が、40,000,000円（消費税込み）ですが、仕様書にあります運用保守要件の保守体制を整えますと、契約金額を超える可能性がございます。 募集要項と仕様書のどちらを優先すればよろしいでしょうか。	契約額（総額）を超過することは不可です。 保守内容については、原則、仕様書どおりとなりますが、本市及び受託者と協議のうえ決定いたします。仕様書からの変更点を含む提案となる場合、応募書類に変更内容案を明示いただくとともに、プレゼンテーション審査で御説明ください。
仕様書 契約条件 ア 支払方法	毎月均等払い（60回払い）とありますが、後払いであり、請求書受領後30日以内にお支払されるとの認識でよろしいでしょうか。	御認識のとおり、月ごとに後払い（前月の履行分に係る適法な請求書受領後30日以内にお支払い）を予定しています。
仕様書 契約条件 イ 期間満了後の物件の取扱い	満了後は無償譲渡を条件とした案件につき、固定資産税等について受注者は負担しないとの認識でよろしいでしょうか。	御認識のとおりです。
仕様書 2 大まかな実施スケジュール	昨今の世界情勢等のやむを得ない理由により、賃貸借契約開始日までに物件が納品できなかった場合、スケジュール変更などについて協議に応じていただけますでしょうか。	原則、仕様書どおりのスケジュールとなりますが、やむを得ない事由で変更が必要となった場合は、本市及び受託者と協議のうえ決定いたします。

募集要項等の該当箇所 ※書類名称・項目など	質問内容 ※質問内容は原文のまま掲載	回答
仕様書 8 その他 (3)	ソフトウェアに関して、リース会社はソフトウェア会社からソフトウェアの使用権許諾されたものを京都市様に再許諾する形となります。従って、賃貸借期間満了後、リース会社はソフトウェアの使用権許諾関係から離脱し、当該ソフトウェアに関して一切責任を負わないという認識でよろしいでしょうか。	御質問の責任については、本件賃貸借業務の受託者の責めに帰すべき事由があった場合を除き、考えておりません。
電子計算機の保守を含む賃貸借契約に係る共通仕様書 第9条	再委託申請書については、落札後に提出することによろしいでしょうか。	御認識のとおりです。
該当箇所なし	賃貸借物件に動産総合保険を付保する必要はございますでしょうか。 上記について、付保する必要がある場合、ソフトウェア及び地震・津波・噴火等の天災は保険事故の対象外とし、リース期間で遡減する一般的な動産総合保険でよろしいでしょうか。	動産総合保険については定めていません。 動産総合保険については、付保の有無及び保険内容について、応募者により御提案ください。